

営繕工事における週休２日促進工事实施要領

1 趣旨

本要領は、南丹市が発注する営繕工事において、週休２日促進工事を実施するために必要な事項を定めたものである。

2 目的

建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休２日促進工事の取組により、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

3 用語

(1) 週休２日

- ①完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、２日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
- ②月単位の週休２日とは、対象期間の全ての月において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、以下の期間は対象期間に含まない。

- ア 年末年始休暇６日間及び夏季休暇３日間
- イ 工場製作のみを実施している期間
- ウ 工事全体を一時中止している期間
- エ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- オ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
- カ その他

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して

現場作業が無い状態をいう。

4 週休2日の達成基準

(1) 完全週休2日（土日）

完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上述の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。

また、以下の行為日数についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- ア 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日
- イ 猛暑による作業不能日
- ウ 災害応急対応等
- エ 異常気象時等における安全パトロール
- オ 現場見学会等

5 対象工事

原則、南丹市が発注する全ての営繕工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通年維持工事や緊急対応工事等の工事
- (2) 工期が2ヶ月未満の工事
- (3) 災害復旧工事や供用関連工事等の社会的要請等により早期の完成が望まれる工事

- (4) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事（学校の夏休み期間中での工事、平日は市民の利用が見込まれ危険伴う工事等）
- (5) その他、発注機関の長が週休 2 日促進工事になじまないと判断した工事

6 発注方式

次の①又は②のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

①完全週休 2 日（土日）Ⅰ型

受注者が工事着手前に「完全週休 2 日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議した上で取り組む方式（月単位の週休 2 日及び通期の週休 2 日は必須）

②完全週休 2 日（土日）Ⅱ型

受注者が工事着手前に「完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日」又は「月単位の週休 2 日」に取り組む旨を発注者と協議した上で取り組む方式（通期の週休 2 日は必須）

受注者は、契約後、速やかに希望する取組方式を「工事打合簿」により監督職員へ通知する。

7 積算方法等

(1) 補正方法

対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

①完全週休 2 日（土日）適用工事

労務費 1.02

現場管理費 1.01

②月単位の週休 2 日適用工事

労務費 1.02

(2) 積算及び変更方法

①完全週休 2 日（土日）Ⅰ型

「完全週休 2 日（土日）」の達成を前提に、(1)①により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休 2 日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を(1)②に変更し、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第 24 条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休 2 日（土日）」の取組を希望しない場合（「完

全週休 2 日（土日）」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1)②に変更するものとする。

②完全週休 2 日（土日）Ⅱ型

「完全週休 2 日（土日）」の達成を前提に、(1)①により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休 2 日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を(1)②に変更し、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第 24 条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日」又は「月単位の週休 2 日」の取組を希望しない場合（「完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日」又は「月単位の週休 2 日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1)②に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

現場閉所等率は、小数第 2 位を切り捨てることとし、工期の延長等については「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」に基づき適切に設計変更を行う。

8 対象工事である旨等の明示

(1) 発注者は、入札段階で現場説明書に、週休 2 日促進工事であることを明記する。

9 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

①工事着手前

監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、受注者が取り組む週休 2 日が確保されていることを確認する。

「対象期間」の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整した上で、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

②工事着手後

監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

受注者は予定していた現場閉所等日を変更する場合、又は工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員と協議する。

監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）

の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。

なお、分離発注工事の場合は、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

(2) 工事成績評価

完全週休２日（土日）又は月単位週休２日を確保したと認められる工事については、工事成績評価の「工程管理」を評価する。

なお、提出された工程表が月単位の週休２日又は通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休２日又は通期の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績評価において点数を減ずる措置を行うことがある。

ただし、完全週休２日（土日）Ⅰ型においては、完全週休２日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わないものとする。また、完全週休２日（土日）Ⅱ型においては、完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日に関する点数を減ずる措置は行わないものとする。

(3) 元請下請の取引の適正化

受注者は、週休２日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

10 その他

本実施要領に定めのない事項又は本実施要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

附則

本要領は、令和６年７月３０日以降に公告又は指名通知を行う営繕工事から適用する。

本要領は、令和７年８月１日以降に入札公告・通知する工事から適用する。